

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	四六
○ 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	四六
○ 地籍調査の成果について認証した件三件	四六
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	四七
○ 道路の区域を変更する件	四七
○ 土地区画整理組合の事業計画を認可した件	四七
公 告	
○ 落札者を決定した件	四八
○ 一般競争入札を行う件三件	四八
雑 報	
○ 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件	四四

告 示

福島県告示第五百七十八号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年七月十三日

- 一 指定する区域
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 石川郡浅川町大字里白石石道百六十八番十一の一部並びに石川郡浅川町大字里白石字出シ二百六十二番の一部及び二百六十五番
- 二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地
 （一般廃棄物課）

福島県告示第五百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年七月十三日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 小名浜ファッションモール 福島県いわき市小名浜字大道北一一〇番他
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 （商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年七月十三日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）シティ株式会社様貸店舗新築工事 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番三、五番四
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 （商業まちづくり課）
 意見なし。

福島県告示第五百八十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国見町地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成三十年七月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称

国見町
二 成果の名称
国見町大字泉田の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成三十年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称
湯川村

二 成果の名称
湯川村大字清水田の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成三十年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称
南郷村

二 成果の名称
南郷村大字界の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南相馬市鹿島区上栴蓮字瀬ノ沢二七、二九、四一、四三から四七まで、字木淵一五

九

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわき上三坂小野線	いわき市内郷綴町堀坂 一 一番七地先から 同 市内郷綴町堀坂 二 一番二地先まで	変更前	変更後	一三・八 二〇・七	七九・〇
		変更前	変更後	一三・八 六五・八	九五・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十四条第三項の規定により、土地区画整理組合の事業計画について、次のとおり認可した。
平成三十年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 土地区画整理組合の名称
伊達市高子駅北地区土地区画整理組合

二 事業施行期間
平成三十年七月十三日から平成三十四年三月三十一日まで

公
告

- 三 施行地区
福島県伊達市保原町字前及び字西原の全部の区域並びに字大名上、字下古田、字向
台、字高子、字西向、字小岐、字上古田及び字大地内の各一部の区域
- 四 事務所所在地
福島県伊達市保原町上保原字大地内四十四番地
- 五 設立認可の年月日
平成二十九年十一月二十八日
- 六 事業計画の認可の年月日
平成三十年七月十三日

(まちづくり推進課)

公告第156号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年7月13日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
自動車（新車） 68台（保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日産フィナンシャルサービス 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
- 5 落札金額
97,673,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月13日

(総務課)

公告第157号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける航空レーザ計測及び森林資源解析業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財

務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 航空レーザ計測及び森林資源解析業務 一式

(2) 委託業務番号 第18-36055-0005号

(3) 地区名 県内一円地区

(4) 委託業務箇所 福島県南相馬市ほか

(5) 委託業務概要 航空レーザ計測及び森林資源解析業務 A=145,947ha

(6) 完成期限 平成31年3月29日限り

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の工事請負者有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 測量法（昭和24年法律第188号）の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。

(5) 測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士（日本国外の場合は、同等の資格をいう。）の資格を持つ主任技術者を配置できる者であること。

(6) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、過去10年以内に公共機関より航空レーザ計測及び森林資源解析業務を受託し、実施した実績を有する者であること。

(7) 当該業務の施工計画（業務実施手順）が適切である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成30年7月30日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年7月30日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年7月13日（金）から同年8月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、福島県出納局入札用度課ホームページからダウンロードして入手することができる。

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年9月3日（月）午後1時30分

(2) 場所 福島県自治会館8階 802会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月31日（金）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得
において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該業務に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required : Aerial laser surveying and topographical forestry analysis 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 3 September, 2018
- (3) Time-limit of tender(my mail) : 5:00 p.m., 31 August, 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第158号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア マシニングセンタⅠ 一式
 - イ マシニングセンタⅡ 一式
 - ウ マシニングセンタⅢ 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成31年3月22日（金）
 - (4) 納入場所
 - ア 福島県立会津工業高等学校
 - イ 福島県立白河実業高等学校
 - ウ 福島県立福島工業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月9日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年8月9日（木）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成30年7月13日（金）から同年8月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月26日（木）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年7月26日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成30年8月29日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成30年8月29日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成30年8月29日（水）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- ① Machining Center I 1set
② Machining Center II 1set
③ Machining Center III 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) :
- ① 1:30 p.m., 29 August 2018
② 2:00 p.m., 29 August 2018
③ 2:30 p.m., 29 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第159号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 旋盤 6式
(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
(3) 納入期限 平成31年3月22日（金）
(4) 納入場所 福島県立郡山北工業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月9日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年8月9日（木）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成30年7月13日（金）から同年8月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月26日（木）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年7月26日（木）午後3時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年8月29日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lathe 6sets
(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 29 August 2018
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 August 2018
(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

雑
報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があつたので、次とおり登載する。

平成三十年七月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十九年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月十三日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立 谷 秀 清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合法定第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年6月27日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立 谷 秀 清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
資 産	流動資産	3,538,312	95	0	0	656,535	651,815	927,336	528,767	742,217	132,364
	固定資産					6,424,184	271	0	1,938,598	22,956,866	5,620,428
	繰延資産										
資 産 合 計		3,538,312	95	0	0	7,080,719	652,086	927,336	2,467,365	23,699,083	5,752,792
負 債	流動負債	19,083	95	0	0		51,902	3,413	98,213	22,052,512	
	固定負債	952,740				7,080,719	137,909	48,641	421,042	36,748	4,983,267
	負債合計	971,823	95	0	0	7,080,719	189,811	52,054	519,255	22,089,260	4,983,267
資 本	資本剰余金								1,015,038		
	積立金										
	利益剰余金	2,566,489					462,275	875,282	933,072	1,609,823	769,525
	資本合計	2,566,489	0	0	0	0	462,275	875,282	1,948,110	1,609,823	769,525
負債・資本合計		3,538,312	95	0	0	7,080,719	652,086	927,336	2,467,365	23,699,083	5,752,792

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
収 入	負担金	6,678,317	18,239,838	958,584	100,596		257,685	207,998			
	掛金	6,782,904	11,370,424	958,574				201,998			
	施設収入・商品売上								549,787		
	利息及び配当金	494				104,030	91	119	215	270,872	0
	その他の収入	838,121					122,015	42,666	57,602	3,443	134,017
	他経理からの繰入金						46,024		70,000		
	前年度繰越支払準備金	956,179									
計	15,256,015	29,610,262	1,917,158	100,596	104,030	425,815	452,781	677,604	274,315	134,017	
支 出	給付	6,237,723									
	役員給与					161,056	24,679		16,848	11,236	
	旅費・事務費					20,248	3,446	3,752	3,008	1,487	
	商品仕入							497			
	飲食材料費							126,267			
	委託費					1,034	7,308	24,815	83		
	支払利息					104,030			132,055	102,637	
	連合会払込金	169,066								6,443	
	負担金払込金		18,239,838	958,584	100,596						
	掛金払込金		11,370,424	958,574							
	事務費負担金払込金						111,045				
	連合会拠出金	583,389									
	老人保健拠出金	39									
	退職者給付拠出金	152,363									
他経理への繰入金	46,024						70,000				
その他の支出	7,283,705					102,729	305,544	541,885	17,841	14,004	
次年度繰越支払準備金	952,740										
計	15,425,049	29,610,262	1,917,158	100,596	104,030	396,112	410,977	697,216	169,835	135,807	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 169,034	0	0	0	0	29,703	41,804	△ 19,612	104,480	△ 1,790	